

武蔵野市男女共同参画推進市民会議（第3期）

意 見 書

平成24年6月

武蔵野市長 邑上 守正 殿

武蔵野市男女共同参画推進市民会議(第3期)は、平成23年9月5日、邑上守正武蔵野市長より、前回会議と同様に、武蔵野市第二次男女共同参画計画の推進状況を確認し、意見をまとめ提言するよう諮問を受け、審議を進めてまいりました。このたび審議結果がまとまりましたので、ここにご報告いたします。

当市民会議は、第二次男女共同参画計画で実現することになった「市民会議の常設化」を受けた第2回目の市民会議で、計画の進捗状況のフォローアップを目的に、6名の委員により活発な議論がなされ、合計6回の委員会を開催いたしました。

今回は、第二次男女共同参画計画の推進状況調査報告書を基に、前回の市民会議で評価した施策・事業を除いた部分について、審議検討しました。全体で半年余りの期間でしたが、各委員がそれぞれの視点から問題点や課題を出し合い議論を深め、意見をまとめました。

前回の男女共同参画推進市民会議(第2期)の意見書と今回の意見書を併せると、計画全体の進捗状況のフォローアップになっています。この二つの意見書の提言を踏まえ、第二次武蔵野市男女共同参画計画が着実に実施されますとともに、次期市民会議で検討される武蔵野市第三次男女共同参画計画(仮称)の策定に向け、有効に活用されることを期待いたします。

平成24年6月11日

武蔵野市男女共同参画推進市民会議(第3期)

委員長	高田素子	副委員長	千田有紀
委員	沖島徹哉	委員	北原譲
委員	野田順子	委員	二子石薫

目次

第1章 意見書作成にあたっての考え方	1
1 今回の市民会議の位置づけ	1
・武蔵野市第二次男女共同参画計画の基本理念と基本視点	1
・男女共同参画をめぐる国内外の新たな動き	1
・今回の市民会議の課題	2
第2章 基本目標ごとの進捗状況の評価と今後の課題	5
1 基本目標Ⅰ 男女がともに仕事と家庭、地域生活の調和を図ることのできる 環境の整備	5
基本施策1 男女がともに担う子育てと介護への支援	5
(1) 子育て支援策の充実 ・ひとり親家庭の生活の安定と自立の支援	5
(2) 介護する家族への支援	7
(3) 男性の育児・介護への参加の促進と男女共同参画の視点に立った 意識啓発の強化	9
基本施策3 男性の地域参加の促進	13
(1) 各種講座や「まなこ」などを通じた啓発活動ときっかけづくり	13
2 基本目標Ⅱ 男女が互いの性と人権を尊重し、心身ともに健康で自立した 生き方を選択できるしくみづくり	14
基本施策3 生涯を通じた男女の健康支援	14
(1) 母子保健・母性保護等の充実	14
(2) 各年代に応じた健康支援及び性教育	14
3 基本目標Ⅲ 男女平等意識の浸透と自立意識の確立	16
基本施策3 確かな目を養うメディア・リテラシーの向上	16
(1) 高度情報化社会の推進に対応したメディア・リテラシーの向上	16
4 基本目標Ⅳ 男女共同参画計画の推進体制の整備	18
基本施策5 男女共同参画基本条例(仮称)の検討	18
(1) 男女共同参画基本条例(仮称)制定の検討	18
5 防災における男女共同参画(女性や子育てニーズを踏まえた被災者支援等)	20
第3章 今回の市民会議のまとめと次期計画策定に向けての提言	22
・意識改革のための戦略的な広報・啓発の必要性	22
・202030の実現に向けて	23
・国際的視野のもとで計画づくりを	24

資料編

・武蔵野市男女共同参画推進市民会議(第3期)委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	27
・武蔵野市男女共同参画推進市民会議(第3期)審議経過	・ ・ ・ ・ ・	28
・武蔵野市男女共同参画推進市民会議設置要綱	・ ・ ・ ・ ・	29
・武蔵野市男女共同参画庁内推進会議設置要綱	・ ・ ・ ・ ・	30
・男女共同参画社会基本法	・ ・ ・ ・ ・	32
・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	・ ・ ・ ・ ・	37

第1章 武蔵野市男女共同参画推進市民会議（第3期） 意見書作成にあたっての考え方

1. 今回の市民会議の位置づけ

第二次男女共同参画計画（以下「第二次計画」という。）で実現した「市民会議の常設化」を受けて、進捗状況の評価のための男女共同参画推進市民会議(第2期)が平成21年9月に発足し、平成22年11月に検討結果が「男女共同参画推進市民会議(第2期)意見書」として提出された。「常設化」の本来の意味は、計画年度の間、毎年、進捗状況の評価のための市民会議を設置するというものであるが、現段階では、市民会議の計画年度内開催は2回が限度ということで、全施策を、実施時期等による優先順位に基づき2分し、「男女共同参画推進市民会議(第2期)意見書」・「男女共同参画推進市民会議(第3期)意見書」として、それぞれ提出した。したがって前回の意見書と今回の意見書を併せて読んでいただければ、第二次計画の全施策の進捗状況の評価を知ることができる。

武蔵野市第二次男女共同参画計画の基本理念と基本視点

第二次計画は以下の基本理念とその達成のための取り組みの基本視点に基づいて策定された。

基本理念

「男女が互いの人権と能力を尊重し合い、働き方や生き方を柔軟に選択できる、男女共同参画のまちづくりの実現」

基本視点

- (1) 市民、事業者、市の協働により、男女共同参画社会を構築していく。
- (2) 地域で支え合う男女共同参画のまちづくりを推進する。
- (3) 実効性のあるプランづくりをする。

男女共同参画をめぐる国内外の新たな動き

- 平成22年（2010年）12月、「第3次男女共同参画基本計画」の策定。
同計画は、同年7月の男女共同参画会議の答申「第3次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」を踏まえ、男女共同参画社会形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして策定された。

今後5年間の計画期間において取り組むべき喫緊の課題は、①実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進 ②より多様な生き方を可能にする社会システムの実現 ③雇用・セーフティネットの再構築 ④推進体制の強化。

- 平成23年（2011年）1月、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」として、UN Womenが発足。

同機関の創設は、女性の権利をより強力に促進するための国連改革の一環として実現し、既存のジェンダー関連4機関（ジェンダー問題事務総長特別顧問室（OSAGI）、女性の地位向上部（DAW）、国連婦人開発基金（UNIFEM）、国際婦人調査訓練研修所（INSTRAW））の財源及び権限が統合された。41ヶ国からなる執行理事国が設置され、我が国も平成22年（2010年）11月、同機関の初代執行理事国に選出された（任期3年）。初代事務局長（国連事務次長）には、前チリ大統領のミッチェル・バチェレ氏が任命された。

「男性と女性が平等な機会と能力を持ち、開発、平和、安全に関する課題において、ジェンダー平等の原則が根付くこと」というビジョンのもと、5つの優先課題領域（①女性のリーダーシップと参画の拡大 ②女性と女兒に対する暴力の根絶 ③女性・平和・安全アジェンダ履行の強化 ④女性の経済的エンパワーメントの強化 ⑤計画策定と予算編成におけるジェンダー平等の優先）を軸に戦略的計画が推進される。

今回の市民会議の課題

- 今回の市民会議で検討する施策・テーマ（他のテーマは前回の意見書に記述。）

- ・ 基本目標Ⅰ 基本施策1（1）子育て支援策の充実・ひとり親家庭の生活の安定と自立の支援
（2）介護する家族への支援
（3）男性の育児・介護への参加の促進と男女共同参画の視点に立った意識啓発の強化
基本施策3（1）各種講座や「まなこ」などを通じた啓発活動ときっかけづくり
- ・ 基本目標Ⅱ 基本施策3（1）母子保健・母性保護等の充実

(2) 各年代に応じた健康支援及び性教育

- ・基本目標Ⅲ 基本施策3 確かな目を養うメディア・リテラシーの向上
- ・基本目標Ⅳ 基本施策5 男女共同参画基本条例（仮称）の検討

● 第二次計画の中にはないが、今回、あえて取り上げたテーマ

・社会的困難にある女性の生活安定と自立への支援

長期不況の続く中、貧困など生活上の困難について幅広い層への広がりが見られるが、男女の賃金格差の大きい我が国では、相対的貧困率は、特に高齢単身女性世帯や母子世帯で高く、「女性の貧困」は深刻な様相を呈している。様々な生活上の困難の世代間連鎖を断ち切るためにも、支援策の推進が急務となっている。

・防災における男女共同参画

阪神・淡路大震災以後、防災・災害復興における「男女共同参画の視点」の必要性が指摘され、国の「第3次男女共同参画基本計画」の中でも取り上げられている。東日本大震災を契機に、武蔵野市でも、地域防災計画の見直しが行なわれることになったため、計画に「男女共同参画の視点」を、是非、取り込んでいただくため、今回、優先課題として取り上げることとした。

● 進捗状況の評価方法

武蔵野市の第二次計画の「基本目標Ⅳ 男女共同参画計画の推進体制の整備」の中で、事業名「事業評価による実施状況の把握」として、「計画の実施状況のフォローアップ体制を確立するために、達成度評価など客観的事業評価システムの導入を検討する」となっており、アクション・プランでも、「平成21年度に検討し、22年度に調査、23年度に試行」となっているが、未だ実現していない。

今回の市民会議では、検討のための時間的余裕がなかったため、とりあえず前回の意見書の形式と方法を踏襲した。今後は、できるだけ早急に、他自治体等の評価方法について情報収集をするなどして、より実効性の高い評価方法を確立する必要がある。その際、進捗状況の評価は、「何をやったか」だけではなく、「どのような効果があったか」も十分に考慮にいれなければならない。国や都の計画を参考に、具体的数値目標を設定するなど、アウトプットを評価できる明確な基準を設定するなど、分かりやすい形の評価方法が望まれる。

※今回の課題については、以下の資料に基づいて検討を行なった

- ・『武蔵野市第二次男女共同参画計画（平成21～25年度）』（平成21年3月）
- ・『武蔵野市第二次男女共同参画計画アクションプラン（平成21～25年度）』（平成21年9月）
- ・『武蔵野市男女共同参画推進市民会議報告書』（平成20年11月）
- ・『武蔵野市男女共同参画推進市民会議(第2期)意見書』（平成22年11月）
- ・『平成22年度 武蔵野市第二次男女共同参画計画（平成21～25年度）推進状況調査報告書』（平成23年6月）

第2章 基本目標ごとの進捗状況の評価と今後の課題

基本目標 I 男女がともに仕事と家庭、地域生活の調和を図ることのできる環境の整備

基本施策1 男女がともに担う子育てと介護への支援

(1) 子育て支援策の充実

- ・ ひとり親家庭の生活の安定と自立の支援 (継続)

進捗状況

- ひとり親家庭相談として、母子、父子ともに、子ども家庭課の窓口で相談を受け、母子の場合は、必要に応じて、母子自立支援員（2名／婦人相談員を兼任）につなぎ自立支援をおこなっている。相談は、母子福祉資金・女性福祉資金・児童福祉などの経済的なバックアップが主であるが、夫からのDVや住宅問題、医療問題なども重なっていることが多い。
- ひとり親家庭相談件数と相談内容別件数は以下のとおり。
『平成23年度版 武蔵野の福祉』
〈ひとり親家庭相談件数(22年度)〉
1,949件
〈相談内容別件数(22年度)〉

・生活一般	1,024件
・児童関係	249件
・生活援護	655件
・その他	21件
- 父子の場合は、相談件数自体が少なく、平成23年4月～9月は5件である。件数が少ない理由として、日中の時間帯には相談しにくいことも考えられる。相談内容は、主に家事支援、ホームヘルプサービス等である。男性に対する女性からの暴力についての相談には、基本的には、都の東京ウィメンズプラザを案内している。男性の相談の場合、DVで逃げた妻を探しに来る場合が考えられるので注意が必要となる。
- 他自治体の講座などを研究し自助グループ支援の活動を検討するという取組み目標となっており、「平成21年度に検討し、22年度に実施」となっているが、現在までのところ、実施されていない。

問題点と課題

- 危機的な経済状況の中、生活困難層が広がっている。その中でも、我が国の場合、ひとり親世帯の貧困率が際立って高く、50%を超えている。その大半が母子家庭で、理由のひとつに、女性の賃金が低いことがあげられる。女性の場合、非正規雇用の中でも特に賃金が低いパートやアルバイトが多く、景気の調整弁として切り捨てられることが多い。しかも、いったん貧困状態におちいると、再びそこから抜け出すのは難しく、子どもの健康や教育への悪影響が懸念される。社会全体で自立支援に取り組む必要がある。
- 母子の場合、相談内容には離婚やDVに絡んだケースが多く、緊急に解決しなければならない問題を多岐にわたって抱えている場合が多い。庁内の各担当との連携体制を明確化するとともに、DV計画作成の際には、母子のひとり親家庭の問題をしっかりと位置づける必要がある。
- ひとり親家庭の自立支援に関しては、経済的バックアップが第一に不可欠だが、精神的サポートも必要である。必要な場合には、母子相談でのケースワークと女性総合相談でのカウンセリングがさらに連携をとりながら行なわれることが望まれる。そのための連携体制と女性総合相談の周知が今後の課題である。
- ひとり親家庭への支援の周知は、ホームページ上にも掲載されている。検索ルートについては、以下のように幾つかある。
 - * 【トップページ } 暮らしのガイド } 子育て・青少年育成 } 子どもに関する手当・助成 } ひとり親家庭への手当・助成】
 - * 【トップページ } 暮らしのガイド } 子育て・青少年育成 } 武蔵野子ども家庭支援センター } ひとり親支援】
 - * 【トップページ } ライフイベント } 子育て】それぞれをリンクさせるとともに、法改正や新たな運用上の動きについては、できるだけ目につきやすいよう、検索のトップに掲載するなどの工夫が必要である。
- 自治体の中には、国や都および市区町村独自の制度を紹介する小冊子「ひとり親家庭のしおり」を作成し、ホームページ上に掲載すると同時に、子育て関連施設で配布している例が少なからずみられる。武蔵野市でも検討を期待したい。

町田市の事例：2011年版（2011年4月）子ども生活部子ども総務課作成
〈掲載内容〉
相談窓口・手当・各種資金・医療費の助成・子育て情報・日常生活・仕事・年金・税金の軽減・交通機関の利用・公営住宅の入居等
- ひとり親家庭の具体的なニーズを把握するためにも、むさしのヒューマン・ネットワークセンター（以下「ネットワークセンター」という。）で関連の講座を開催し、

自助グループ立ち上げにつなげるとともに、「まなこ」等の広報媒体を通じて、当事者への情報提供や呼びかけを行なう必要がある。

- 他自治体の講座の情報収集には、「まなこ」を利用してもいいのではないか。父子家庭の親への呼びかけには、利用時間帯等の工夫が必要だろう。

課題の整理

- ◆ ひとり親家庭、特に母子家庭の自立支援を強化するとともに、DV計画にしっかりと位置づける。
- ◆ 女性総合相談の周知をさらに進めるとともに、母子相談との連携を今後も図る。
- ◆ ホームページ上での、ひとり親家庭への支援の周知を分かりやすくする。
- ◆ 「ひとり親家庭のしおり」作成を検討する。

(2) 介護する家族への支援

- ・ 介護保険・医療・福祉の連携による介護サービスと生活支援の充実 〈継続〉
- ・ 介護に関わる人材の養成と確保 〈継続〉
- ・ 介護に関わる相談体制と情報提供の充実 〈継続〉
- ・ 地域コーディネーターの育成 〈継続〉

進捗状況

- 医師会主催で、医療関係機関および行政関係機関が参加して長年行なってきた「保健・医療・福祉サービス調整会議」に、平成22年度以来、ケアマネジャーやヘルパー事業者、および訪問看護ステーションの事業者連絡会の各代表など、介護保険の事業者も参加し、連携のための情報共有と意見交換が始まった。この会議を通じて、初めて、医師と福祉事業者が地域支援のあり方について、直接対話できるようになり、役割分担や課題の共有が進んだ。
- 早期からの認知症支援体制を地域に構築していくために、認知症の専門病院や地域のかかりつけ医と在宅支援者が連携していくためのツールとして「もの忘れ相談シート」を作成、運用している。今後は、東京都指定の「認知症疾患医療センター（杏林大学病院）」との関係づくりを進めるとともに、地域支援体制の充実を図っていく。
- ケアマネジャー、ホームヘルパー等に、各種研修等を実施し、介護人材の資質向上を図っている。
- 知的ガイドヘルパーと視覚ガイドヘルパーの養成講座が市主催で開催されているが、修了者は圧倒的に女性である。（「22年度 推進状況調査報告書」P.5）

- 高齢者支援課では、年度毎に高齢者サービスの手引き「い・き・い・き」を発行し、高齢者支援課と各市政センターで配布している。ホームページ上でも閲覧できる。相談窓口についても詳しく掲載されている。
- 高齢者支援課に、サービス相談調整専門員を配置し、介護サービスの利用者や事業者からの苦情や相談調整を行なっている。相談件数495件（平成22年度）
- 地域の課題解決や支援を必要とする人々に対する具体的な支援活動を企画実施する人材を養成するため、平成21年度より、ルーテル学院大学（コミュニティ人材養成センター）と三鷹市・小金井市・武蔵野市の行政および3市社会福祉協議会との協働事業として「地域福祉ファシリテーター養成講座」が開催されている。すでに、講座終了後、具体的な活動が地域で展開されつつある

問題点と課題

- 保健・医療・福祉サービスの連携体制のさらなる充実が望まれるが、今後は、当事者やその家族の意見も十分に反映される仕組みづくりが望まれる。
- 武蔵野市でも認知高齢者の数は年々増加している（「武蔵野市健康福祉総合計画（平成21年度～23年度）」 P.94）認知症の場合、特有の症状のため、介護者にとってのストレスは極めて大きい。また、見守りや散歩の付き添いなど、介護保険給付では様々な制約がある。相談体制や情報提供を充実させるとともに、認知症疾患医療センターとの連携が望まれる。
- 介護する家族への支援については、「武蔵野市健康福祉総合計画（平成21年度～23年度）」では、「高齢者福祉計画」に「家族など介護者の負担軽減施策の充実」として位置づけられているが、「障害者福祉計画」では、支援事業はあるものの明確な位置づけがない。障害者の介護に関しても、家族、特に母親の負担は大きいと思われる。しっかりと位置づける必要があるのではないかと。
- 地域での支援体制の連携が進めば進むほど、介護保険や医療サービス、民間事業者やボランティアなど多様な社会資源を活用しながらサービスをコーディネートするケアマネジャーの資質の向上が課題となる。十分な対応が望まれる。
- 知的・視覚ガイドヘルパーの養成講座の開催については、男女ともに参加しやすいように工夫が必要である。
- 介護の現場では、ケアに関わる仕事を一生の仕事として選択する若者も増えており、男性も増加している。しかし、彼らの雇用条件は厳しく、辞めていく人も多い。介護に関わる人材の身分保障のためにも、介護の現場の声を地域から、国へはたらきかけて行く必要がある。
- 武蔵野市は介護保険以外にも、福祉公社や市民社会福祉協議会など市独自のサービス事業者があり、多様な選択が可能である。しかし、その分、その仕組みやサービ

スの違いなどが市民にとって理解しにくい。相談窓口サービスについても同様である。市民社会福祉協議会では出前講座をしているが、武蔵野市独自の支援体制を様々な形でさらに積極的に市民に知らせていく必要がある。

- 在宅介護する家族にとって、ボランティアの存在は心強い。しかし、地域でのボランティア活動は、活動する仲間をどうやったら増やせるのか、サポートする際の人との関わり方をどうすれば効果的なのか等、様々な課題を抱えている。地域住民と行政や専門職への橋渡しとしての地域ファシリテーターの役割は今後ますます重要になる。地域の中で地域課題への取り組みを十分に担えるよう、行政としての支援が重要である。

課題の整理

- ◆ 保健・医療・福祉サービスの連携体制の一層の充実を図る。
- ◆ 認知高齢者を抱える家族への相談体制・情報提供をさらに充実させる。
- ◆ 「障害者福祉計画」に、障害者の家族への支援をしっかりと位置づける。
- ◆ ケアマネジャーの資質の向上をさらに進める。
- ◆ 知的・視覚ガイドヘルパー養成講座の開催を男女がともに参加できるよう時間帯等の工夫をする。
- ◆ 武蔵野市独自の多様な支援体制を市民になお一層分かりやすく周知していく。
- ◆ 地域ファシリテーターの活動をさらに支援するとともに、地域でのボランティア活動の広がりをさらに図る。

(3) 男性の育児・介護への参加の促進と男女共同参画の視点に立った意識啓発の強化

- ・男性の育児・介護休業の取得に向けた啓発・支援と企業への働きかけ 〈継続〉
- ・男性向けワークショップなどの実施と活動・学習グループ等への支援 〈継続〉
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた情報提供 〈充実〉

進捗状況

- 国・都が実施中の事業について引き続き広報を行う段階にとどまっている。
- 「武蔵野野菜たんけん隊」等の土日開催
- 中高生リーダー講習会163人の中で、子どもとの接し方・子どもの特性の講義、保育体験の実施
- 「男性のための料理講習会」14回実施、延参加人数123名、
「同シニア料理教室」1回実施、延参加人数13名
- 育児体験学習である「このとり学級」は、平成23年度より土曜日クラスの増設

等により充実させ、延参加人数は972人となった。

- 国・都などの発行する啓発リーフレット等を積極的に配布・周知し、講演会や研修会の情報提供を行っている段階。市内事業所への働きかけは、まだ検討段階。
- 働き方の見直しについての意識改革を推進し、家庭の子育て力や家族の絆を深めるために、平成24年3月には子ども家庭課と男女共同参画担当とが共管し、ワーク・ライフ・バランス講演会を実施した。参加人数は104名で、そのうち子育て世代の男性（一般参加者）が34名あった。

問題点と課題

- 意識啓発については、国・都のチラシの配布にとどまっており、武蔵野市独自のものが無い。「まなこ」などを通じて、武蔵野市独自の情報提供を積極的に図る。
- 事業所への働きかけについては、現在、商工会議所の会員向け会報への啓発文の寄稿を検討中とのことだが、行政や民間の情報を積極的に収集し、機会をとらえて、積極的に提供していく必要がある。
- イベント等の参加者については、数の増減だけでなく、「期待通り増加しているか?」、「参加者が固定化していないか?」、「参加者同士の繋がりができているのか?」等についても、十分な検証が必要である。
- ワーク・ライフ・バランスについては、まだ市民の関心や意識が低いように思われる。行政・民間ともに様々な調査・研究が行なわれている。積極的に情報提供するとともに、平和・環境などのように、市独自のイベントを開催するなどして、市民の意識や関心を盛り上げる手法が必要である。
- 企画立案については、市だけでは、アイデア・発想に限りがある。ネットワークセンターをはじめNPO等との連携も積極的に推進していくことが望ましい。
- 「まなこ」やネットワークセンターの企画を通じ、事業所などの取り組みの実例とともに、実際に、育児・介護休業を取得した男性を、ロールモデルとして、その動機・きっかけ、取得・取組にあたっての苦労、また取得したことでの家族への影響、仕事への影響など、臨場感のある紹介をすることも、次に続く人への励まし・動機づけになると思われる。

課題の整理

- ◆ ワーク・ライフ・バランスについての行政や民間の情報を収集し、商工会議所等を通じて、積極的に提供していく。
- ◆ イベント等の実施にあたっては、出席者の数と同時に、効果についても検証が必要である。
- ◆ ワーク・ライフ・バランスについての情報提供をさらに進めるとともに、市独自

のイベントを開催する。

- ◆ 育児・介護休暇の男性取得者をロールモデルとして、「まなこ」やネットワークセンター等の企画を通じて、積極的に紹介していく。

次世代のための民間運動～ワーク・ライフ・バランス推進会議～

ワーク・ライフ・バランスの官民挙げた取り組みが緊急の課題であるとの認識にたち、民間からの自主的な動きを活発化するために、2006年8月、設立された。経営者や労働組合、学識者、推進活動団体など、幅広く各界からの賛同・協力を得て推進されている。事務局は日本生産性本部が担当。

重点目標は、(1) 各界の取り組みを連携し、大きな運動の流れを築くこと。

(2) 企業によるワーク・ライフ・バランスの実践例を多く集め、運動の広がりを目指させる。(3) ワーク・ライフ・バランスの知識やノウハウなどの情報を整備・活用していく。(4) 生活の現場に即した運動の推進のために、都道府県や市町村の運動を支援していく。

・おもな活動としては、

- (1) 「ワーク・ライフ・バランスの日」「ワーク・ライフ・バランス週間」のよびかけ
- (2) 「ワーク・ライフ・バランス大賞」
- (3) ワーク・ライフ・バランスカンファレンスの開催
- (4) ワーク・ライフ・バランス実践ハンドブック作成 等

・ワーク・ライフ・バランス推進会議 ホームページ→ <http://www.jisedai.net>

「育てる男が、家族を変える。社会が動く」イクメンプロジェクト

2009年、男性も子育てしやすい社会の実現に向けて育児・介護休業法が改正され、「パパ・ママ育休プラス」制度の導入等をはじめとする新制度が2010年6月30日に施行、男性が育児休業を取得しやすい環境づくりへと大きな一歩を踏み出した。厚生労働省では、男性の育児休業取得率を現状の1.72%から2017年度には10%に、2020年度には13%に上げることを目標に掲げている。

「イクメンプロジェクト」は、このような制度見直しと合わせて、社会全体で、男性がもっと積極的に育児に関わることができる一大ムーブメントを巻き起こすべく、厚生労働省が、2010年の父の日に先立つ6月17日にスタートさせた。「イクメン」とは「子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のこと」。労働組合、企業の人事担当、地方自治体などを巻き込んだ参加型のプロジェクトになっている。Webによる、イクメン&サポーター登録、企業の事例集や関係資料の公開、育休体験談の掲載やイベントの告知をする一方、各種セミナーやシンポジウムなどの企画・運営、地域発信型のイクメン普及活動のサポート、企業との連携による活動などを行なっている。

・イクメンプロジェクト ホームページ → www.ikumen-project.jp/

※ 「パパ・ママ育休プラス」

父親と母親（母親の場合は、産後休業期間とあわせて1年間）の育休は子どもが1歳に達するまでの1年だったが、法改正後は、母親と父親がともに育休を取得する場合、子どもが1歳2ヶ月に達するまでに延長でき、また、子の出生後8週間以内に父親が育休を取得した場合は、特別な事情がなくても、2回目の育休を取得できるようになった。また、専業主婦の夫も育休を取得できるようになった。

基本施策3 男性の地域参加の促進

- (1) 各種講座や「まなこ」などを通じた啓発活動ときっかけづくり
- 男性の地域活動について「まなこ」やヒューマン・ネットワークセンターを活用した情報提供と啓発活動 〈継続〉
 - きっかけづくりの情報提供とバックアップ 〈充実〉

進捗状況

- 「まなこ」やネットワークセンターを活用した情報提供と啓発活動の推進の段階。
- 関係機関のリーフレット配架・市報広報
- 平成23年度の「お父さんお帰りなさいパーティー」の参加者数は98名で、毎月1回開催している「おとぼサロン」の一般参加者数は延128名。
- 「シニアネットサロン」「大交流会」を実施し、「シニア向けニュース」発行

問題点と課題

- 「まなこ」での情報提供は工夫の余地がある。
- 20年度実施の男女共同参画に関する意識調査報告書において、「まなこ」の認知度は33%、ネットワークセンターの認知度は32.8%と、どちらも高くないので、そこから、男性が地域活動や育児・介護の行動に移れるという実感は少ないだろう。
- 「おとぼサロン」での新規参加者がより増加することが望まれる。

課題の整理

- ◆ 「まなこ」を男性に読んでもらえる工夫が必要である。
- ◆ ネットワークセンターによる事業所への出前講座を実施するとともに、「まなこ」での事業所紹介記事掲載を検討する。

基本目標Ⅱ 男女が互いの性と人権を尊重し、心身ともに健康で自立した生き方を選択できるしくみづくり

基本施策3 生涯を通じた男女の健康支援

(1) 母子保健・母性保護等の充実

- ・妊娠・出産期に関わる母子保健サービスの充実 〈継続〉
- ・乳がん検診のあり方の見直しと啓発の活動の促進 〈充実〉
- ・子宮（頸部・体部）がん検診の広報強化 〈充実〉

(2) 各年代に応じた健康支援及び性教育

- ・若い世代への性に関する学習機会の充実 〈継続〉
- ・健康をおびやかすさまざまな問題についての啓発活動 〈継続〉
- ・健康手帳の改善に向けての研究 〈充実〉
- ・母体のケアについての啓発活動 〈継続〉
- ・父親への情報提供と母体への理解促進 〈充実〉

進捗状況

- 妊娠届出書受理数は1, 271人で母子健康手帳1, 339冊を交付できた。
- 乳がん検診新規受診者は、40歳以上で1, 293人、そのうち要精検率は13.1%である。
- 子宮がん検診新規受診者は20歳以上で6, 199人、40歳以上で2, 899人、そのうち要精検率は20歳以上で1.6%、40歳以上で0.9%である。22年度より中学1年から高校1年にワクチン接種費用助成を始め、延べ接種回数は418回である。
- エイズ予防月間にポスターを作成、350枚配布。
- ①「非行防止チラシ」の内容を充実した。②薬物乱用防止の普及啓発のため、4回の街頭キャンペーンや啓発活動を行った。③小学校、中学校の授業の中で発達段階に応じた指導の充実を図った。セーフティ教室を延べ26回（各校1回以上）開き、保護者・地域の方々にも情報の提供、共有を図った。
- 健康手帳に女性の健康に関するページを設けた。
- 「こんにちは赤ちゃん訪問」延べ回数は、1, 258回である。このとり学級受講（平日）父親52人 母親282人、（土曜日）父親311人 母親327人。
- 父親ハンドブックの配布件数は、1, 271件。土曜実施学級数は、12学級である。

問題点と課題

- 乳がん患者の約7割が自己触診にて腫瘤を感じ乳がんを発見しており、乳がん検診は国の指針に合わせ、22年度に視触診の単独検診を廃止し、2年に1回のマンモグラフィとの併用診に変更した。乳がん検診については、自己触診の方法についての普及を進めるとともに、若年層に対しては勤労者が受診しやすい土日などの日程を組むことが必要と思われる。
- 子宮頸がん及び子宮体がんは近年急速に増加している。子宮頸がんは20歳代、30歳代女性のがん発生率中第1位である。子宮頸がんは性感染症（ヒトパピローマウイルス HPV）が約70%関与しており、予防可能であるとの情報を周知する必要がある。
- エイズは増加傾向にあり、周知をさらに強化する必要がある。好発年齢の若者が利用するインターネットでの情報提供を進める。性や性感染症に関する情報をホームページに掲載するとともに、保健所や検査実施機関等へのリンクを設ける。
- 健康手帳の存在を知らない市民が多く、有効に活用されていない。ライフステージを考慮した健康づくりの大切さを啓発していくためにも、有効活用を周知していく必要がある。
- 産後うつ病、育児ノイローゼは、周りの人たち、特に夫のサポートが予防的に働く。父親が、マタニティーブルーの起きやすい、出産直後は自宅で母子を見守れるよう、父親の育児休業取得に向けて、啓発と情報提供をさらに強化する。
- 「こんにちは赤ちゃん訪問」は家庭の様子も分かり、母親も助産師などの訪問者に悩みを話し育児の問題を解消できると評価されている。産後うつ病や子ども虐待を未然に防ぐためになお一層充実させていくことを期待する。
- 父親が参加しやすいように土日実施の学級増設を検討する。グループワーク等を通して父親同士の連携を作り、地域での子育て啓発活動の人材を育てる。「こんにちは赤ちゃん訪問」に父親も同席できるよう工夫する。

課題の整理

- ◆ 乳がんの自己触診の普及啓発を進めるとともに、若年層の受診を強化する。
- ◆ 子宮がんについても、予防可能であることと早期検診の必要があることをさらに周知していく。
- ◆ 中学、高校の保健の授業で子宮頸がん予防ワクチンの予防効果を説明し、接種率を高めることが望ましい。
- ◆ 産後うつ病や育児ノイローゼの予防のため、夫の育児休暇の取得に向けて啓発する。
- ◆ 「こんにちは赤ちゃん訪問」を今後も充実させる。
- ◆ エイズや性感染症に関する情報提供をホームページ等を通じてさらに強化する。

基本目標Ⅲ 男女平等意識の浸透と自立意識の確立

基本施策3 確かな目を養うメディア・リテラシーの向上

- (1) 高度情報化社会の推進に対応したメディア・リテラシーの向上
- ・メディア・リテラシーを高める学習や講座の開催 (継続)
 - ・行政刊行物等の表現の見直し (継続)

進捗状況

- 22年度東京女子大学の武蔵野市寄付講座(テーマ:発信する女性たち)が全14回の講座として実施された。内容は、メディアを介して発せられる女性の表現の多様性の紹介とともにそれらを批判的創造的に読み解くメディア・リテラシーを深めることを目的としたものである。市民受講者(女性26名、男性12名)は計38名、うち60歳以上が31名であった。
- 22年度ネットワークセンターだより「そよ風」に記事(vol.37 1面半分の「メディア・リテラシー」記事)掲載。

問題点と課題

- メディアのもつ問題点に市民一人ひとりが気づき、正しく「情報」を得て、批判的な目を持ち生活に役立てていくメディア・リテラシー習得のためには、市の情報提供の在り方も大事になってくると思われる。また、繰り返し継続して情報提供することも意識改革のためには必要である。
- 東京女子大学では女性学研究所が毎年「メディアと女性」に関する学部の講座を一般にも公開している。寄付講座にとどまらず毎年何らかの形でタイアップができれば、情報発信の継続性ができて、市民の意識の向上、リテラシーの習得にも望ましい。
- 行政刊行物の表現の見直しに関しては、言葉づかい、表現の精査、掲載の配慮を引き続き十分に行ってほしい。そのためにも、市の職員研修を今後も継続して実施する必要がある。
- 市の情報発信・広報については、近年のIT化もふまえて、さらにWeb発信の内容を充実させていく必要がある。
- 多様なメディアに接する機会の少ない女性にとって、多様なメディアをコミュニケーションの手段として使いこなす、情報の発信主体となっていくための能力の形成が不可欠である。インターネット等新しいメディアへの理解が深まるような学習の機会が望まれる。

課題の整理

- ◆ 今後は、ネットワークセンターと連携するなどして、〈託児のある形で開講〉、〈勤労者も参加できる土日に開講〉、〈地域連携大学内のメディア・リテラシー担当の講師による市民向け公開講座の開催〉等、多くの市民が参加しやすい工夫が必要であろう。
- ◆ メディア・リテラシーとは何か、初心者でも分かりやすい表現・説明・内容での情報提供や、複数ページの特集の形をとるなどして、「まなこ」や「そよ風」により、もっと市民の理解を深めるための工夫が必要と思われる。
- ◆ 市役所Webページにおいて、男女共同参画関連情報を簡単に得られるよう工夫することが望まれる。

メディア・リテラシー (media literacy)

メディアリテラシーの定義については、様々な定義が提唱されているが、総務省では、具体的な構成要素として、以下の3つを挙げ、その複合的能力のことであるとしている。

1. メディアを主体的に読み解く能力。
2. メディアにアクセスし、活用する能力。
3. メディアを通じコミュニケーションする能力。特に、情報の読み手との相互作用的（インタラクティブ）コミュニケーション能力。

さらに、インターネット等による高度情報通信ネットワークによって、我々をとりまく情報量は飛躍的に増加し、その形態は活字情報から映像を含めた電子情報へと大きく比重を移しており、ICT(注)メディア・リテラシーという言葉も一般化している。女性のエンパワーメントにとって、メディア・リテラシー教育の必要性は増々高まっている。

(総務省「放送分野における青少年とメディア・リテラシーに関する調査研究会」報告書、平成12年6月)

(注)ICT: Information and Communication Technology(情報や通信に関する技術の総称)を指し、IT(Information Technology)とほぼ同義で使用されることが多い。

基本目標Ⅳ 男女共同参画計画の推進体制の整備

基本施策5 男女共同参画基本条例（仮称）の検討

（1）男女共同参画基本条例（仮称）制定の検討

- ・ 男女共同参画基本条例（仮称）制定の検討 〈充実〉

進捗状況

- 市の最上位計画である「第四期長期計画・調整計画」（平成20年～24年）の中に、条例の検討が盛り込まれている。
- 第二次計画では、〈充実〉と明記され、平成24年度には検討組織の設置となっているが、現状ではまだ設置されていない。
- 平成21年7月、ネットワークセンターの運営協議会の運営委員有志で、「条例を考える会」がたち上げられ、センター長のアドバイスを得ながら活動を続けている。平成24年1月、それまでの活動記録を『「条例を考える会」記録集』としてまとめた。

問題点と課題

- 条例は、憲法第94条による、地方自治体の最高法規であり、地方公共団体の議会の議決によって制定することができる。男女共同参画推進の基本理念や目標、施策等を明文化し、市民と行政が連携して推進していく根拠となりえる。
- 武蔵野市男女共同参画計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、市民参加による市民会議の提言を受けたものではあるが、事業者等を含めた市民の幅広い理解を得たものとは言い難い。計画が実効性と持続性を伴って実現されるためにも、広く市民の理解を得る必要がある。
- 現在、計画の推進体制は、武蔵野市男女共同参画推進市民会議設置要綱や武蔵野市男女共同参画庁内推進会議設置要綱などの要綱に依拠し、男女共同参画計画における理念や基本軸が今後とも継承されていく保障はない。
- 市民会議は、行政と市民の協働のプロセスを通じて、以下のような仕組みを実績として積みあげてきた。
 - ・ 市民会議の常設化（計画策定に向けての市民会議と進捗状況の点検のための市民会議の開催）
 - ・ 公募制の導入
 - ・ 拠点施設としてのネットワークセンターの位置づけ
 - ・ 男女共同参画推進市民会議と男女共同参画庁内推進会議の連携

これらの仕組みがしっかりと継承され、停滞と後戻りを許さない推進体制のもとで、実効性と持続性のある計画立案とより効率的な行政運営が進められるためには、一定の法的根拠が不可欠である。

- 武蔵野市における男女共同参画施策は、市と市民、事業所の協働なしには実現困難である。昨今、公共サービスの民営化によって、以前は行政の分野だった施策にも民間が参入し、さらに多様化する傾向にある。一方、緊急の課題である、DV対応や防災対策などでは、地域ぐるみで施策を実現していく必要性が高まっている。条例制定によって、連携のための共通認識を確固としたものにする必要がある。
- 条例を制定する過程で、武蔵野市の男女共同参画施策の目指す方向と課題、市民と行政の協働のあり方がより明確になり、同時に、それらが今後の取り組みの法的拠りどころとなる。

課題の整理

- ◆ 男女共同参画基本条例（仮称）制定の検討のためには、まずは行政と市民が協働して検討を始める必要がある。
- ◆ 検討の方向性を模索するための様々な情報を収集するとともに、市民の幅広い理解を得るための働きかけが必要である。平成24年度～25年度には、次期計画の策定に向けた市民会議がたち上げられるが、市民会議の専門部会として検討組織を設置し、市民会議と連携しながら、武蔵野市の問題点や課題を再点検、再確認した上で、武蔵野市に相応しい条例の方向性を模索していくことも可能性として考えられる。
- ◆ ただし、条例制定には、市長のイニシアティブは勿論のこと、市民、議会、行政の連携と協力が不可欠である。市民の理解や関心が高まり、議会での審議にも十分たえうるものとするためにも、丁寧なプロセスを経て行なう必要がある。

防災における男女共同参画(女性や子育てニーズを踏まえた被災者支援等)

進捗状況

- 武蔵野市の男女共同参画計画にそもそも位置づけられていない。
- 自主防災組織には、様々な形態のものがある。代表者となっている女性は多くないのだが、実際に地域活動しているのは女性が多い。避難所運営組織というものを市から呼びかけて、設立を支援しているが、現在設立された4つの組織のうち3つは、女性が代表者となっている。
- 24年度の地域防災計画の見直しに向けて現在動いているところでもあり、男女共同参画の視点を入れるよう進めている。

問題点と課題

- 2011年3月の東日本大震災以降、ますます防災や被災者支援に対する関心が高まってきている。その際に、男女共同参画の視点が重要であることは間違いない。例えば、平成23年6月24日に公布・施行された東日本大震災復興基本法では、その第2条二において「国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力並びに全国各地の地方公共団体の相互の連携協力が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと」が定められている。
- 過去の教訓から学ぶとすれば、阪神・淡路大震災におけるジェンダー問題としては、以下の点が指摘されている(相川康子 2006「災害とその復興における女性問題の構造—阪神・淡路大震災の事例から」国立女性教育会館研究ジャーナル8月号:6-12をもとにした山本あい子によるまとめより)。震災の死亡者はとくにひとり暮らしの高齢者の女性が多いこと。これは、安全な家屋に住めないことや、自動車免許取得者が少なく、移動手段がないこととも関連している。また固定的な性別役割分業を強えられること、さらに震災後に雇用の不利益にさらされること(10万人近い解雇が女性の非正規雇用であった)、復旧・復興の場面での女性の働きが評価されないこと、女性への暴力への被害に対応してもらえず、暴力被害を「でっちあげ」と非難される傾向があることなどである。
- 女性や子育てニーズを踏まえた被災者支援対策を計画に位置づけておくことが必要である。平成23年3月16日付け内閣府男女共同参画局の「女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について(避難所等での生活に関する対応の依頼)」(24日一部修正)によれば、それは、多岐にわたっており、

- ・避難所で提供する物資に含めるもの
 - ・女性や子育てに配慮した避難所の設計
 - ・女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制等
 - ・女性に対する暴力を防ぐための措置
 - ・妊婦等への配慮
- 上記を円滑に進めるために、避難所の運営などには女性を入れることなどを計画に組み込んでおくとともに、DV、性暴力や児童虐待などへの取り組みや、復興における男女共同参画を視野に入れて計画を立てておく必要がある。
 - 事前の防災対策と災害が起こったあとの被災者支援にとって男女共同参画が不可欠であることについての情報を広く周知させる必要がある。男女共同参画の視点からみた場合の防災についての情報提供を、市の広報誌やHPなどでおこなう必要がある。また被災者支援に関しては、武蔵野市の場合は避難所生活を余儀なくされる人たちばかりではなく、自宅で生活をする人たちも多く存在すると予想される。都市型の支援としてとくにインターネットを通じた情報提供などもより充実させる必要がある。

課題の整理

- ◆ 防災において、男女共同参画の視点が必要である。女性の視点が入ることによって、女性のニーズのすくい出しが可能となるだけでなく、地域活動の実際の担い手に女性が多い現在、地域全体のニーズをすくい出すことも可能になる。また女性、高齢者、障害者、外国人への配慮はもとより、性的マイノリティに対する人権への配慮も必要である。
- ◆ 以上の視点を考慮しながら、武蔵野市の地域防災計画及び次期男女共同参画計画に男女共同参画の視点での防災対策をしっかりと位置付ける必要がある。

第3章 今回の市民会議のまとめと次期計画策定に向けての提言

前回の意見書では、主に推進体制や市民会議のあり方についての提言を述べた。今回は、次期計画策定に向けて、武蔵野市で男女共同参画施策を推進する上での優先課題についての提言を行なう。

意識改革のための戦略的な広報・啓発の必要性

今回の市民会議では、男女共同参画施策、なかでもワーク・ライフ・バランスの実現のためには、固定的な性別役割分担意識の解消とそのため意識改革が不可欠であるとの発言が続いた。そして、そのためには、日常的な意識啓発が不可欠で、行政による情報提供の方法に見直しが必要であるという結論にいたった。

- 今回の市民会議では、武蔵野市のホームページが主要な情報源として活用された。しかし、「必要な情報にすぐにアクセスできない」、「十分な情報が得られない」、「事業やサービスの全体像が把握しにくい」等の問題点や課題が指摘された。(第2章参照)
- 情報誌「まなこ」については、「字が細かくて、情報量が多すぎる」、「設置場所で人目を引きにくく、置かれていることにすら気付かない市民も多いのではないか」、「年に1度でもいいから、簡易版を、新聞折り込みで全戸配布した方が、有効ではないか」等の意見が出た。
- 国の「第3次基本男女共同参画基本計画」の中でも、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革」が挙げられており、そのため施策のひとつとして、国民的広がりを持つ「効果的な広報・啓発」の展開の必要性が指摘されている。そのため、具体的な施策として、以下の施策があげられている。
 - ・ 特に男性や若者世代を対象とする固定的性別役割分担意識の解消のための広報・啓発の推進
 - ・ 男女共同参画の必要性が共感できる広報・啓発活動の推進
 - ・ 男女共同参画に大きな影響を有する団体と連携した戦略的な広報・啓発の推進

(内閣府「第3次男女共同参画基本計画」P.17)

今後、武蔵野市でも、情報提供を意識改革につなげるという姿勢で、戦略

的な広報・啓発の推進を期待する。

市民の意識や行動に働きかける広報
～市民・団体・企業・行政の協働のための情報の共有～

情報提供に関しては、情報を伝えるだけの「お知らせ型」の広報になることなく、どうすれば市民が「興味・関心・共感」をもつかに十分な工夫がなされるとともに、情報提供によって、市民が認識を変えたり、何らかの行動を起こすまでを広報の役割ととらえる、「住民の意識や行動に働きかける広報」を目指す必要がある。そのためにも、情報を届けたい対象の年代等にふさわしいメディア媒体の検討も必要となる。

また、市民と行政が連携しながら公共を担う“協働”の時代を迎え、行政と市民が地域課題を解決するためにも、行政情報だけでなく、地域の多様な団体や組織が発信する地域情報を共に共有していくことも求められている。

（(財) 東京市町村自治調査会「自治体広報と地域情報発信に関する調査研究報告書」平成19年3月）

202030の実現に向けて

「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という、いわゆる「2020年30%」の目標値にもかかわらず、我が国の現状は、極めて不十分である。2009年12月に国連開発計画（UNDP）が発表した2008年の「人間開発報告書」によると、日本のジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）は、108カ国中58位で、女性の政治経済活動や意思決定に参画する機会が不十分であることが分かる。国の「第3次男女共同参画基本計画」の中でも、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」が、今後5年間の計画期間において早急に取り組むべき課題の一つとしてあげられている。

武蔵野市の第二次計画の中でも、基本目標Ⅳとして「政策方針決定の場への女性参画の促進」が明記され、「市役所内での女性参画の促進」と「地域における人材の育成と活用」となっている（「第二次計画」P.27—29）。市が地域の

中で率先して政策・方針決定の場への女性の参画を推進していく意義は大きい
が、「第三次計画」では、女性の参画をより確実なものとするためにも、議会や
審議会、企業、地域活動を含めた「あらゆる分野への参画」を徹底させ、その
ための意識改革や能力開発の支援を含めた環境整備を図っていく必要がある。

国際的視野のもとで計画づくりを

我が国の男女共同参画施策は、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に
係る様々な取り組みと連動しながら推進されてきた。男女共同参画社会基本法
でも、男女共同参画社会の形成に関する基本理念の一つとして「国際的協調」
が掲げられている。武蔵野市でも、武蔵野市女性親善使節団が1990年に結
成され、1995年までにまでにシンガポール・マレーシア、タイ、中国、韓
国、インドネシア、「北京女性会議」へと6回にわたり延べ60名の女性たちが
海外へ派遣され、アジア諸国の女性たちとの交流を行なってきた。残念ながら、
その後、使節団は中止されているが、再開を期待する声もある。「第三次計画」
策定にあたっては、男女共同参画は国際的連携をとりつつ進める課題であるこ
とをしっかりと計画の中に位置づけ施策を充実させる必要がある。

資 料 編

- ◇武蔵野市男女共同参画推進市民会議(第3期)委員名簿
- ◇武蔵野市男女共同参画推進市民会議(第3期)審議経過
- ◇武蔵野市男女共同参画推進市民会議設置要綱
- ◇武蔵野市男女共同参画庁内推進会議設置要綱
- ◇男女共同参画社会基本法
- ◇女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

武蔵野市男女共同参画推進市民会議（第3期）委員名簿

（所属等は平成23年9月当時）

◎は委員長 ○は副委員長

（五十音順、敬称略）

氏名	所属等
沖島 徹哉	武蔵野商工会議所副会頭、沖島工業株式会社代表取締役
北原 譲	公募市民
○ 千田 有紀	男女共同参画推進市民会議（第一・二期）委員 武蔵大学社会学部教授
◎ 高田 素子	男女共同参画推進市民会議（第一・二期）委員長 武蔵野市人権擁護委員
野田 順子	野の花メンタルクリニック医師
二子石 薫	公募市民

男女共同参画推進市民会議(第3期)の審議経過

	開催日	場所	主な会議内容等
第1回	平成23年9月5日(月)	武蔵野市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付、委員長選任及び副委員長指名 ・男女共同参画推進市民会議運営に関する基準、市民会議の経緯 ・第二次男女共同参画計画アクションプラン、平成22年度第二次男女共同参画計画推進状況調査報告書について
第2回	10月19日(水)	武蔵野商工会館	<ul style="list-style-type: none"> ・アクションプラン基本目標Ⅰ「ワーク・ライフ・バランスの実現」・基本目標Ⅱ「心と体の健康支援」についての検討
第3回	11月24日(木)	武蔵野商工会館	<ul style="list-style-type: none"> ・アクションプラン基本目標Ⅰ「ワーク・ライフ・バランスの実現」についての検討
第4回	12月19日(月)	武蔵野商工会館	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点からみた防災対策とまちづくりの課題(防災安全部長との意見交換)
第5回	平成24年1月30日(月)	武蔵野商工会館	<ul style="list-style-type: none"> ・アクションプラン基本目標Ⅲ・基本施策3「確かな目を養うメディア・リテラシーの向上」についての検討 ・アクションプラン基本目標Ⅳ・基本施策5「男女共同参画基本条例(仮称)の検討」についての検討
第6回	3月7日(水)	武蔵野公会堂	<ul style="list-style-type: none"> ・意見書の作成についての検討

武蔵野市男女共同参画推進市民会議設置要綱

(平成4年7月1日)

(設置)

第1条 武蔵野市男女共同参画計画の推進に関して検討するため、武蔵野市男女共同参画推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に提言する。

- (1) 武蔵野市男女共同参画計画の推進に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

(構成)

第3条 市民会議は、12人以内の委員で構成し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 市民会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総括し、市民会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議の会議は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 市民会議が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 市民会議は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長の指名する委員をもって構成する。

(報酬)

第8条 委員の報酬等については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に基づき、市長が定める。

(庶務)

第9条 市民会議の庶務は、企画政策室市民協働推進課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

武蔵野市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

(平成3年7月12日)

(設置)

第1条 武蔵野市男女共同参画計画を推進するとともに、関係部課相互間の事務の緊密な連携を図るため、武蔵野市男女共同参画庁内推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 会議は、前条に規定する目的を達成するため、次の事項について審議し、これを推進する。

- (1) 武蔵野市男女共同参画計画の推進に関する事。
- (2) 武蔵野市における男女共同参画施策に関する事。
- (3) 武蔵野市男女共同参画計画の実施状況の点検、評価及び公表に関する事。
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事。

(構成)

第3条 会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 会議に議長及び副議長各1人を置き、議長は企画政策室を担任する副市長をもって充て、副議長は企画政策室市民協働担当部長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総括し、会議を代表する。
- 4 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 会議が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会は、会議に付議する事項及び会議で審議した事項に関して必要な審議を行う。
- 4 幹事会に幹事長を置き、企画政策室市民協働担当部長をもって充てる。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

(専門部会)

第6条 会議は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、議長の指名する職員をもって構成する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、企画政策室市民協働推進課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1 (第3条関係)

職名
企画政策室を担任する副市長
企画政策室長
企画政策室市民協働担当部長
総務部長
環境生活部長
健康福祉部長
子ども家庭部長
教育部長

別表第2 (第5条関係)

職名
企画政策室市民協働担当部長
企画政策室市民協働推進課長
企画政策室市民協働推進課男女共同参画担当課長
総務部人事課長
環境生活部生活経済課長
健康福祉部生活福祉課長
健康福祉部高齢者支援課長
健康福祉部健康課長
子ども家庭部子ども家庭課長
子ども家庭部子ども家庭課子ども家庭支援センター担当課長
子ども家庭部児童青少年課長
子ども家庭部保育課長
教育部指導課長
教育部生涯学習スポーツ課長

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第六十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、

男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、

男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究

その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の

残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(女性差別撤廃条約)

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の

根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性にに基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のため

の同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適切なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適切な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適切な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適切な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適切な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適切な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職

務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

武蔵野市男女共同参画推進市民会議（第3期）意見書

平成24年6月発行

発行 武蔵野市
編集 企画政策室市民協働推進課（男女共同参画担当）
〒180-8777 武蔵野市緑町2丁目2番28号
電話 0422-60-1869（直通）